

## 令和 8 年度 五日市高等学校 養護指導臨時指導員 募集要項

項 目	内 容
職名	養護指導臨時指導員
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく 専門職の会計年度任用職員
採用予定人数	1 名
任用期間	令和 8 年 6 月 2 5 日から令和 8 年 9 月 1 2 日まで
勤務職場	都立五日市高等学校
職務内容	<p>校長、学校医、教員等と連携を図りながら、養護教諭の業務を行う。                      養護教諭の欠員補充のために採用するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 定期健康診断に関する業務全般</li> <li>イ 生徒配布資料の準備</li> <li>ウ 健康診断の補助（校医の診察の記録等）</li> <li>エ 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に関する事務</li> <li>オ 保健室の運営</li> <li>カ その他所属長が指示する業務</li> </ul>
応募資格・求められる能力	<p>以下の要件を全て満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 養護教諭免許状を所持していること</li> <li>(2) 営利目的でなく、政治的・宗教的中立性を保ち活動できる者</li> <li>(3) 学校の教育指導方針等に従い、養護教諭の通常業務等処理することができる者</li> <li>(4) 職場のルールを遵守して誠実かつ意欲的に職務に取り組める者</li> <li>(5) 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の重要性を認識した上で、各種事務処理を正確にできる者</li> <li>(6) 職務上知り得た個人情報等の秘密を守れる者（その職を退いた後も同様とする。）</li> </ul>
勤務日数	<p>任用期間中 週 5 日（土日、祝日を除く。）                      一週間当たり 3 1 時間勤務のため 1 日当たり 6 時間を 4 日間、7 時間を 1 日とする原則、学校が勤務を要する日。勤務日の調整可。</p>
勤務時間	<p>勤務時間 6 時間の場合 8 時 3 0 分から 1 5 時 1 5 分まで                      勤務時間 7 時間の場合 8 時 3 0 分から 1 6 時 1 5 分まで</p>
休憩時間	勤務時間が 6 時間を超える場合に勤務時間内に 4 5 分
休暇等	一定の要件を満たす場合、休暇等の付与あり
報酬額	<p>時間額 1, 8 5 0 円（改定される場合あり）                      通勤手当相当額を別途支給（上限 2, 6 0 0 円/日）</p>
社会保険	共済組合、厚生年金保険、雇用保険等加入なし